

福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業 実施方針

福岡市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」第 5 条第 3 項の規定により、「福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業 実施方針」を公表する。

令和 2 年 12 月 21 日

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業

実施方針

令和 2 年 12 月 21 日

福岡市

目 次

| | |
|--|----|
| I 特定事業の選定に関する事項..... | 1 |
| 1 事業内容 | 1 |
| 2 特定事業の選定及び公表 | 4 |
| II 事業者の募集及び選定に関する事項..... | 5 |
| 1 事業者選定の方法 | 5 |
| 2 審査及び落札者決定の手順 | 5 |
| 3 募集及び選定スケジュール | 6 |
| 4 募集及び選定手続き等 | 7 |
| 5 入札参加資格等 | 10 |
| 6 契約手続等 | 15 |
| 7 提案審査書類の取扱い | 15 |
| 8 契約金額の内訳の公表 | 16 |
| III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 17 |
| 1 リスク分担の方法等 | 17 |
| 2 業務品質の確保 | 17 |
| IV 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 19 |
| 1 疑義対応 | 19 |
| 2 紛争処理機関 | 19 |
| V 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 20 |
| 1 本事業の継続に関する基本的な考え方 | 20 |
| 2 継続が困難となった場合の措置 | 20 |
| 3 金融機関又は融資団と市との協議及び直接協定 | 21 |
| VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 22 |
| 1 法制上及び税制上の措置 | 22 |
| 2 財政上及び金融上の支援 | 22 |
| VII その他、特定事業の実施に関し必要な事項 | 23 |
| 1 議会の決議 | 23 |
| 2 情報公開及び情報提供 | 23 |
| 3 本事業において使用する言語、通貨単位等 | 23 |
| 4 入札参加に伴う費用負担 | 23 |
| 5 問い合わせ先 | 23 |
| 別紙1 対象校一覧 | |
| 別紙2 実施方針等に関する説明会の開催について | |
| 別紙3 参考図書の貸与について | |
| 別紙4 リスク分担表（案） | |

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業

(2) 公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 事業目的

近年、猛暑や警報級の集中的な大雨などの異常気象が続き、特に夏季において特別教室での実技を控えるなど、授業における不都合が発生している。また、学校の教室は、福岡市地域防災計画において高齢者や障がい者などの要配慮者のための福祉避難室に位置づけられ、災害時に活用されることも想定されることなどから、福岡市（以下「市」という。）では、児童生徒の健康で快適な教育環境を確保するとともに、災害時により柔軟に対応するため、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備（以下「空調設備」という。）を、市内の西部地域小学校 49 校及び中学校 24 校（以下「対象校」という。）の特別教室 376 教室（以下「対象教室」という。）（予定）に設置する『福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業（以下「本事業」という。）』を行う。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することにより、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉整備するとともに、財政負担の縮減及び平準化、予防保全や緊急対応を含めた包括的で効率的な維持管理により質の高い空調環境の提供を図ることを目的としている。

なお、本事業の対象校及び対象教室数は、別紙 1 「対象校一覧」を参照のこと。具体的な対象教室は、「対象教室図示図面」を貸与することにより示す。

(4) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が自らの資金で空調設備（本事業では、空調機器（室外機及び室内機）、配管設備、自動制御設備、電気設備及びその他本事業において整備される一切の設備をいう。）の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行う BTO（Build - Transfer - Operate）方式により実施する。

(5) 業務範囲

本事業の対象となる業務の範囲は、以下のとおりとする。

① 空調設備の設計業務

- ア 空調設備の設計のための事前調査業務
- イ 空調設備の施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）
- ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。以下同じ。）
なお、各対象校の一般平面図及び配置図（C A Dデータ）は市より提供する。

② 空調設備の施工業務

- ア 空調設備の施工のための事前調査業務
- イ 空調設備の施工業務（施工業務には、当該空調設備の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、デマンド監視装置の適切な設定）を含む。）
- ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。）

③ 空調設備の工事監理業務

- ア 空調設備の施工に係る工事監理業務
- イ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。）

④ 空調設備の所有権移転業務

- ア 施工完了後の市への空調設備の所有権の移転業務
- イ 交付金申請手続きへの協力

⑤ 空調設備の維持管理業務

- ア 空調設備の維持管理のための事前調査業務
- イ 事業期間にわたる空調設備の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等（デマンドコントローラーを設置した場合は、運用状況を踏まえたデマンドコントローラーの適切な設定を含む。））
- ウ 緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- エ 空調設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- オ 空調設備の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
- カ 空調設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく点検業務等）
- キ その他、付随する業務（業務マニュアルの作成、学校調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。）

⑥ 空調設備の移設等業務

ア 事業契約期間中に対象校の統廃合、移転、改修・増改築工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の本事業により整備した空調設備の移設等業務

なお、空調設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、市が負担する。

（6）空調設備のエネルギーの種別

空調設備の運転に必要となるエネルギーの種別については、事業者において電気、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかから設定することとする。

市が提示する各学校の想定エネルギー方式を踏まえ、エネルギー価格、エネルギー供給における安定性、環境への負荷、災害時におけるリスク分散等の観点から、適切なエネルギーを選択し、又はその組み合わせを選択し、提案すること。

なお、エネルギー供給は、本事業の範囲に含めず、空調設備の運転に必要となるエネルギー費用は、市が負担する。

（7）事業者の収入

事業者の収入は、次のものからなる。なお、支払い方法の詳細については、後日公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）及びその他必要な資料をいう。以下同じ。）において提示する。

① 空調設備の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る費用

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空調設備の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る費用（以下「設計・施工等のサービス対価」といい、本事業を実施するために設立される特別目的会社の設立費及び事業者が空調設備の設計・施工・工事監理・所有権移転の実施にあたって金融機関等からの借り入れ等を行う場合の金利分を含む。）の一部については、起債等を活用し、事業契約にあらかじめ定める額を所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定しており、残りについては事業契約にあらかじめ定める額を事業期間にわたり事業者に支払う。

② 空調設備の維持管理に係る費用

市は、空調設備の維持管理に係る費用（以下「維持管理のサービス対価」という。）については、事業契約にあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者に支払う。

（8）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和17年3月31日までとする。なお、事業契約締結日は、事業契約について市議会の議決のあった日とする。

| | |
|----------|--------------------|
| 事業契約締結日 | 令和3年12月下旬 |
| 設計及び施工期間 | 事業契約締結日～令和4年12月 |
| 維持管理期間 | 引渡し日の翌日～令和17年3月31日 |
| 事業終了 | 令和17年3月31日 |

(9) 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

(10) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理業務を適切に行い、事業期間終了時に、空調設備を事業契約に定める性能水準を満たす状態とし、市に管理を引き継ぐこと。

なお、事業期間終了時の性能水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した性能水準に基づくことを想定しており、その旨を事業契約に定める。

(11) 実施方針等の変更

実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）については、公表後に受け付ける質問及び意見等、又は市内部での検討を踏まえて変更することがある。

実施方針等の変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページ（VII・5を参照のこと。以下同じ。）に公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業の選定

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その評価結果を市ホームページに公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

本事業は、事業者に対象校の対象教室における空調設備の設計、施工、工事監理、空調設備の所有権移転、空調設備の維持管理及び空調設備の移設等並びにこれらに付随し、関連する一切の業務の実施を求めるものである。また、事業期間も長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、市が支払うサービス対価の額に加え、事業者の設計、施工、維持管理等の業務遂行能力や、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 確認及び審査の方法

① 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、本事業への参加を希望する者に入札参加表明書及び資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）の提出を求め、市の競争入札有資格者名簿登載者であることや一定の実績を有することを確認する。

② 提案審査

上記①で本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された者（以下「入札参加者」という。）から、本事業の実施にかかる入札価格や具体的な業務の実施方法について提案を受け、落札者決定基準に従い、入札価格の確認及び基礎審査を行う。

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について提案審査及び価格審査を総合的に評価した上で、落札者を決定する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

(2) 検討委員会の設置（令和2年11月30日設置）

市は、学識経験者等で構成する「福岡市立小・中学校特別教室空調整備PFI事業者検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

検討委員会では、入札参加者の提案内容を評価する。

検討委員会の構成は、以下のとおりである。

| 区分 | 氏名 | 専門・所属 |
|------|-------|---|
| 委員長 | 尾崎 明仁 | 国立大学法人九州大学大学院 人間環境学研究院（都市・建築学部門）研究長 教授 |
| 副委員長 | 後藤 明 | 株式会社日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長 |
| 委員 | 香川 治美 | 九州産業大学 建築都市工学部 住居・インテリア学科 准教授 |
| 委員 | 榊 洋朗 | 福岡市立中学校校長会 副会長 福岡市立花畠中学校長 |
| 委員 | 西村 孝志 | 福岡市教育委員会 教育環境部長 |

（3）落札者の決定

市は、検討委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。

（4）入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

（5）落札者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページに公表する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

| 日 程（予定） | 内 容 |
|---------------|--------------------|
| 令和2年 12月 21日 | 実施方針等の公表 |
| 令和3年 1月 12日 | 実施方針等に関する説明会 |
| 1月 13日～1月 20日 | 参考図書の貸与申込受付及び貸与 |
| 1月 18日～1月 26日 | 実施方針等に関する質問及び意見の受付 |
| 2月中旬 | 実施方針等に関する質問及び回答の公表 |
| 3月下旬 | 特定事業の選定及び公表 |
| 4月上旬 | 入札説明書等の公表 |

| | |
|-----------|------------------------|
| 〃 | 現地見学会（全対象校）の申込み |
| 4月下旬～5月上旬 | 第1回入札説明書等に関する質問の受付 |
| 5月中旬 | 第1回入札説明書等に関する質問及び回答の公表 |
| 5月中旬～6月上旬 | 現地見学会（全対象校）の開催 |
| 6月中旬 | 入札参加資格確認申請書類の受付 |
| 〃 | 入札参加資格確認結果の通知 |
| 6月中旬～6月下旬 | 第2回入札説明書等に関する質問の受付 |
| 7月上旬 | 第2回入札説明書等に関する質問及び回答の公表 |
| 8月上旬 | 入札書及び提案書の受付 |
| 9月下旬 | 落札者の決定及び公表 |
| 10月下旬 | 審査講評の公表 |
| 〃 | 基本協定の締結 |
| 11月下旬 | 仮契約の締結 |
| 12月下旬 | 事業契約の締結（市議会の議決） |

4 募集及び選定手続き等

（1）実施方針等に関する説明会

本事業に対する企業の参画促進に向けて、実施方針等に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方を説明する。

説明会は、オンライン形式で実施する。説明会の日時及び参加申込み方法は次のとおり。

説明会への参加にあたっては、別紙2「実施方針等に関する説明会開催について」を確認の上、注意事項等の内容に従って参加すること。

① 説明会の開催日時及び方法

開催日時 令和3年1月12日（火）午後2時開始

開催方法 株式会社ブイキューブが提供するWeb会議サービス「V-CUBE ミーティング」を用いて実施する。

なお、参加を希望する企業の数が多く、アクセス可能数の上限を超える場合は、2回に分けて開催する可能性がある。

② 参加申込み方法

説明会への参加を希望する企業は、実施方針等説明会参加申込書（様式1）（以下「参加申込書」という。）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、令和3年1月6日（水）午後5時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込み、提出後に電話にて受領確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excelとする。

申込みはVII・5に示す「問い合わせ先」に行うこと。

参加申込書の受領後、市は記載されているメールアドレスに対し、オンライン説明会への参加に必要なURL等をメール（kuchoseibi.BES@city.fukuoka.lg.jp）により送付する。

なお、アクセス可能数に制限があるため、1企業あたり接続することができる端末数は1台とする。

（2）参考図書の貸与

市は、参考図書として以下の書類を本事業への参画を検討する民間事業者のうち希望者に貸与する。

貸与手続きの方法や日程等の詳細については、別紙3「参考図書の貸与について」を参照すること。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としている情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

① 参考図書の内容

- ア 対象教室図示図面
- イ エネルギー関連設備現状一覧
 - (ガス利用状況、受変電容量、契約電力、エネルギー消費量 等)
- ウ 対象校単線結線図

（3）実施方針等に関する質問及び意見の受付、並びに回答の公表

実施方針等に関する質問及び意見を次の要領により受け付ける。受け付けた質問は、市の回答とともに公表する。意見については、本事業の実施に向けて活用を図ることを想定している。

① 受付期間

令和3年1月18日（月）～令和3年1月26日（火）午後5時必着

② 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式2）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、質問・意見の対象については、実施方針等及び参考図書に限る。

実施方針等に関する質問・意見書のファイル形式はMicrosoft Excelとする。

提出はVII・5に示す「問い合わせ先」に行うこと。

(3) 質問及び回答の公表方法

実施方針等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時までに市ホームページに公表する。

(4) 入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合、入札説明書等を市ホームページに公表する。

(5) 現地見学会の開催

本事業の全対象校を対象とした現地見学会を実施する。具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示する。

(6) 入札説明書等に関する質問及び回答の公表

入札説明書等に関する質問を受け付ける。また、受け付けた質問は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市の回答とともに公表する。具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示する。

(7) 入札参加資格確認申請書類の受付

本事業への入札を希望する企業グループから、入札参加資格確認申請書類の提出を受け付ける。

なお、入札参加資格確認申請書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

(8) 入札参加資格確認結果の通知

入札説明書等に基づき入札参加資格の確認を行う。確認の結果については、入札参加資格確認申請書類を提出した各企業グループに対して通知する。

(9) 提案審査書類の受付

入札説明書等に基づき、入札参加資格者から入札書及び提案書（以下「提案審査書類」という。）を受け付ける。

なお、提案審査書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

(10) 落札者の決定及び公表

決定した落札者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに、市ホームページに公表する。

5 入札参加資格等

以下の（1）及び（2）で規定する入札参加資格の各要件を、入札参加資格確認申請書類の受付締切日（以下「入札参加資格確認基準日」という。）に満たす者でなければ入札に参加できない。

なお、II・2・(2)で示す検討委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(1) 入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業で構成されるグループとする。

特別目的会社から直接、業務を請け負うことを予定している入札参加者の企業のうち、特別目的会社に出資を予定している者を「構成員」、特別目的会社に出資を予定していない者を「協力企業」とする。

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。「代表企業」は、構成員のうち最も高い出資比率を有する者とする。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認申請書類の提出時に、入札参加者を構成する各企業は、代表企業、構成員、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

③ 構成員等による複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の事業対象個所（学校単位とする。）における「空調設備の施工業務」と「空調設備の工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下（2）①ヶ及びヶにおいても同じ。）。

④ 構成員等による複数応募の禁止

入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。なお、市が事業予定者と事業契約を締結した

後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

また、同時に入札公告を行う「福岡市立東部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業」の入札参加者は、本事業の入札参加者となることはできない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の備えるべき入札参加資格

① 共通の入札参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないと。

イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。（措置要領が掲示されているホームページアドレス：<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>）。

ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

エ 市町村税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ク 本事業についてアドバイザリー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

- ・ 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社
(所在地：東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号)
- ・ 株式会社東畠建築事務所
(所在地：大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目 6 番 10 号)
- ・ 弁護士法人御堂筋法律事務所
(所在地：大阪府大阪市中央区南船場四丁目 3 番 11 号)

ケ II・2・(2) で示す検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

サ 以下の②・イに記載する施工業務を行う者にあっては、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

② 個別の入札参加資格

本事業の各業務を担当する構成員及び協力企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすこと。

ア 「空調設備の設計業務」を行う者の要件

- (ア) 「令和元年・2年・3年度 福岡市競争入札参加資格者名簿」(以下「資格者名簿」という。)の「委託：設備設計」に登録されていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士、又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 平成23年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ床面積500m²以上の建物を対象とする空調設備の設計の元請としての実績を有していること。

イ 「空調設備の施工業務」を行う者の要件

- (ア) 資格者名簿の「工事：電気」、「工事：管」のいずれかに登録されていること。
- (イ) 構成員のうちの少なくとも1者は、建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、資格者名簿の「工事：管」のA等級に格付けされていること。
- (ウ) 資格者名簿の「工事：管」にあっては、平成23年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ床面積500m²以上の建物を対象とする空調設備の施工の元請としての実績を有していること。

ウ 「空調設備の工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 資格者名簿の「委託：設備設計」に登録されていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士、又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 平成23年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ床面積500m²以上の建物を対象とする空調設備整備を含む工事の工事監理の実績を有していること。

エ 「空調設備の維持管理業務」を行う者の要件

- (ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 平成23年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ床面積500m²以上の建物を対象とする空調設備の維持管理実績（連続する1年以上の期間）を有していること。

③ 市内業者の事業参画の要件等

入札参加者の構成員のうち代表企業は、市内業者（福岡市内に本店を有する者をいう。以下同じ。）とする。また、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業

務の各業務とともに、少なくとも1社は市内業者が構成員又は協力企業として参画し、かつ、入札参加者を構成する構成員及び協力企業の合計数のうち、過半数は市内業者が参画すること。

なお、事業者は、本事業の業務の一部を第三者に下請負又は再委託する場合も、過半数は市内業者を選定するよう努めること。

(3) 構成員及び協力企業の変更

① 構成員及び協力企業の変更に係る原則

入札参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員及び協力企業の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、代表企業は市に対し、その旨を速やかに申し出ることとし、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、入札参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員及び協力企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員及び協力企業の変更」という。）は、原則として認めない。

② 構成員及び協力企業の変更に係る特例

ア 入札参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

(ア) 市は、入札参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員及び協力企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者が入札参加資格を満たすことを確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 前項の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならず、また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 提案審査書類提出日から落札者決定日まで

(ア) 市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）及び協力企業の一部が入札参加資格を喪失した場合で入札参加者が構成員及び協力企業の変更（入札参加資格を喪失した構成員及び協力企業の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員及び協力企業の責めに帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の入札参加者が入札参加資格を満たすことを確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

(イ) 前項の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならず、また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

6 契約手続等

(1) 基本協定の締結

落札者決定後速やかに協議等を行い、市と落札者は、基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の締結について教育委員会会議に付議する前までに、会社法に定める株式会社として、特別目的会社を福岡市内に設置すること。

入札参加者の構成員は、特別目的会社に対して必ず出資すること。なお、構成員全体の有する議決権の割合は全議決権の2分の1を超えるものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとすること。

また、すべての構成員は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市と事業予定者は、事業契約の承認に係る議会に提出する議案の提出日までに、事業契約の仮契約を締結し、当該議会の議決日をもって事業契約を締結する。

(4) 事業契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から事業契約の承認にかかる議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、事業予定者と事業契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次の各事項のいずれかに該当するときは、市は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。この場合においては、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

7 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき応募内容を公開する場合、その他市が必要と認めるときは、市は事業者と協議の上、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の応募内容については、市が福岡市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を入札参加者が負担する。

(3) 提案審査書類の返却

提出された提案審査書類は返却しない。

8 契約金額の内訳の公表

市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、市から事業者への支払予定額である。詳細については、入札説明書等において示す。

III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙4「リスク分担表（案）」による。具体的な内容については、実施方針に対する意見等を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定める。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定める。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において市が求める業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、自ら提案した各業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。なお、詳細については、事業契約書（案）において提示する。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する空調設備の設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務の実施状況並びに財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。その方法及び内容等については、事業契約書（案）において提示する。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する空調設備の設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務のサービス水準が、市の示す要求水準に加えて事業者が自ら提案したサービス水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービス対価の減額等の措置を行う。その方法及び内容等については、事業契約書（案）において提示する。

IV 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に定める具体的措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者においては、特別目的会社の設立等により出資者からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。なお、詳細は入札説明書等において示す。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める水準を満たしていない場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求める能够とする。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

これにより事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求める能够とする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

一定の期間内に協議が調わないときは、相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市は事業契約を解除する能够とする。

これにより事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求める能够とするが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めることとする。

3 金融機関又は融資団と市との協議及び直接協定

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に係る資金を供給する金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

また、市は、必要に応じて事業者と当該金融機関又は融資団が締結した融資契約書等の写しの提出を求めることがある。

VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金申請に係る手続き等に対して必要な協力をを行うこととする。

VII その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の決議

本事業の実施にあたり、債務負担行為に関する議案を令和3年第1回福岡市議会定例会に、また、事業契約に関する議案を令和3年第5回福岡市議会定例会に提出することを想定している。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開及び情報提供は、適宜、市ホームページに公表する。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 入札参加に伴う費用負担

事業者の入札参加に要する費用については、すべて事業者の負担とする。

5 問い合わせ先

担当 福岡市教育委員会教育環境部空調設備整備担当
住所 〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号
電話 092-711-4850
FAX 092-733-5539
電子メールアドレス kuchoseibi.BES@city.fukuoka.lg.jp
市ホームページURL
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/k-kuutyou/ed/airconsc.html>

別紙1 対象校一覧

1 西部地域小学校

| 通し番号 | 学校番号 | 学校名 | 所在地 | 電話 | 対象教室数 (予定) |
|------|------|--------|-----------------|----------|---------------|
| 1 | 2 | 当仁小学校 | 中央区唐人町三丁目1番45号 | 741-2701 | 4教室 |
| 2 | 10 | 春吉小学校 | 中央区春吉一丁目17番38号 | 751-6386 | 4教室 |
| 3 | 12 | 草ヶ江小学校 | 中央区草香江二丁目3番5号 | 771-3815 | 5教室 |
| 4 | 16 | 原小学校 | 早良区原二丁目5番1号 | 821-2535 | 4教室 |
| 5 | 17 | 長尾小学校 | 城南区長尾五丁目1番1号 | 871-2271 | 4教室 |
| 6 | 22 | 高宮小学校 | 中央区白金二丁目15番40号 | 522-8213 | 4教室 |
| 7 | 23 | 姪浜小学校 | 西区姪の浜二丁目10番6号 | 891-3421 | 4教室 |
| 8 | 29 | 壱岐小学校 | 西区拾六町三丁目21番1号 | 881-1568 | 5教室 |
| 9 | 32 | 今津小学校 | 西区今津4808番地 | 806-2004 | 4教室 |
| 10 | 34 | 高取小学校 | 早良区昭代二丁目15番51号 | 821-6636 | 4教室 |
| 11 | 35 | 鳥飼小学校 | 城南区鳥飼四丁目13番2号 | 831-4238 | 4教室 |
| 12 | 37 | 赤坂小学校 | 中央区赤坂二丁目5番20号 | 721-1636 | 4教室 |
| 13 | 38 | 百道小学校 | 早良区百道三丁目1番1号 | 821-2183 | 4教室 |
| 14 | 41 | 田隈小学校 | 早良区田隈二丁目7番1号 | 871-3706 | 4教室 |
| 15 | 52 | 南当仁小学校 | 中央区鳥飼二丁目4番61号 | 741-8792 | 4教室 |
| 16 | 56 | 笹丘小学校 | 中央区笹丘二丁目25番1号 | 731-0756 | 5教室 |
| 17 | 57 | 内浜小学校 | 西区姪の浜五丁目8番8号 | 881-0273 | 4教室 |
| 18 | 58 | 室見小学校 | 早良区室見三丁目3番1号 | 831-3783 | 4教室 |
| 19 | 59 | 別府小学校 | 城南区別府六丁目9番1号 | 821-1238 | 4教室 |
| 20 | 65 | 北崎小学校 | 西区大字小田1385番地 | 809-2115 | 4教室 |
| 21 | 69 | 小笹小学校 | 中央区平和五丁目13番1号 | 522-8217 | 5教室 |
| 22 | 70 | 七隈小学校 | 城南区七隈四丁目25番8号 | 871-3900 | 4教室 |
| 23 | 72 | 原西小学校 | 早良区原五丁目16番10号 | 831-6960 | 4教室 |
| 24 | 74 | 原北小学校 | 早良区南庄四丁目5番40号 | 821-5586 | 5教室 |
| 25 | 78 | 堤小学校 | 城南区樋井川六丁目27番56号 | 861-2785 | 4教室 |
| 26 | 79 | 飯倉小学校 | 早良区飯倉七丁目30番9号 | 801-4400 | 4教室 |
| 27 | 82 | 城南小学校 | 城南区茶山六丁目20番1号 | 851-5154 | 5教室 |
| 28 | 87 | 金山小学校 | 城南区松山一丁目20番56号 | 861-5313 | 4教室 |
| 29 | 88 | 下山門小学校 | 西区下山門四丁目15番1号 | 891-1688 | 5教室 |
| 30 | 95 | 脇山小学校 | 早良区大字脇山2558番地 | 804-2805 | 4教室 |
| 31 | 96 | 内野小学校 | 早良区内野八丁目15番1号 | 804-2207 | 4教室 |
| 32 | 98 | 入部小学校 | 早良区東入部二丁目21番15号 | 804-2902 | 4教室 |

| 通し番号 | 学校番号 | 学校名 | 所在地 | 電話 | 対象教室数 (予定) |
|------|------|---------|----------------|----------|---------------|
| 33 | 100 | 有田小学校 | 早良区有田八丁目17番1号 | 861-1235 | 4教室 |
| 34 | 101 | 壱岐南小学校 | 西区戸切二丁目17番1号 | 811-0955 | 5教室 |
| 35 | 103 | 片江小学校 | 城南区片江西四丁目5番1号 | 862-1600 | 4教室 |
| 36 | 105 | 西陵小学校 | 西区生の松原三丁目9番2号 | 881-1702 | 4教室 |
| 37 | 107 | 福浜小学校 | 中央区福浜一丁目2番1号 | 771-0125 | 4教室 |
| 38 | 108 | 南片江小学校 | 城南区南片江二丁目9番1号 | 862-2311 | 4教室 |
| 39 | 113 | 四箇田小学校 | 早良区四箇田団地56番1号 | 811-6103 | 4教室 |
| 40 | 115 | 石丸小学校 | 西区石丸三丁目9番25号 | 881-1336 | 4教室 |
| 41 | 119 | 福重小学校 | 西区福重四丁目25番1号 | 882-0400 | 4教室 |
| 42 | 121 | 飯原小学校 | 早良区原七丁目3番1号 | 862-2155 | 4教室 |
| 43 | 126 | 堤丘小学校 | 城南区堤一丁目16番1号 | 863-7611 | 4教室 |
| 44 | 128 | 城原小学校 | 西区上山門一丁目27番1号 | 882-0333 | 4教室 |
| 45 | 131 | 早良小学校 | 早良区早良一丁目8番1号 | 804-5550 | 4教室 |
| 46 | 135 | 田村小学校 | 早良区田村三丁目32番1号 | 864-4362 | 4教室 |
| 47 | 139 | 飯倉中央小学校 | 早良区飯倉三丁目6番35号 | 845-5425 | 4教室 |
| 48 | 141 | 小田部小学校 | 早良区小田部六丁目4番1号 | 845-8330 | 4教室 |
| 49 | 143 | 百道浜小学校 | 早良区百道浜四丁目24番1号 | 845-7750 | 4教室 |

2 西部地域中学校

| 通し番号 | 学校番号 | 学校名 | 所在地 | 電話 | 対象教室数(予定) |
|------|------|--------|----------------|----------|-----------|
| 1 | 12 | 警固中学校 | 中央区赤坂二丁目5番23号 | 771-2031 | 8教室 |
| 2 | 14 | 城西中学校 | 城南区鳥飼六丁目4番1号 | 821-0938 | 7教室 |
| 3 | 15 | 百道中学校 | 早良区百道三丁目18番11号 | 821-1738 | 7教室 |
| 4 | 16 | 西福岡中学校 | 早良区小田部三丁目32番1号 | 821-5333 | 8教室 |
| 5 | 17 | 姪浜中学校 | 西区愛宕浜一丁目32番1号 | 881-1038 | 7教室 |
| 6 | 18 | 玄洋中学校 | 西区横浜二丁目34番1号 | 806-0041 | 5教室 |
| 7 | 25 | 友泉中学校 | 中央区笹丘一丁目22番1号 | 751-2388 | 8教室 |
| 8 | 30 | 金武中学校 | 早良区四箇三丁目1番3号 | 811-3974 | 7教室 |
| 9 | 32 | 城南中学校 | 城南区茶山六丁目19番1号 | 821-4833 | 8教室 |
| 10 | 33 | 元岡中学校 | 西区大字田尻108番地 | 806-1039 | 7教室 |
| 11 | 34 | 北崎中学校 | 西区大字小田1383番地 | 809-2621 | 6教室 |
| 12 | 37 | 梅林中学校 | 城南区梅林三丁目6番1号 | 871-4100 | 8教室 |
| 13 | 38 | 長尾中学校 | 城南区樋井川四丁目13番1号 | 871-2998 | 7教室 |
| 14 | 43 | 原中学校 | 早良区飯倉四丁目34番58号 | 801-4688 | 8教室 |
| 15 | 45 | 壱岐中学校 | 西区拾六町二丁目16番1号 | 811-0551 | 6教室 |
| 16 | 46 | 早良中学校 | 早良区内野七丁目1番1号 | 804-2206 | 7教室 |
| 17 | 48 | 原北中学校 | 早良区小田部七丁目11番1号 | 851-3344 | 8教室 |
| 18 | 50 | 西陵中学校 | 西区生の松原三丁目9番1号 | 881-1733 | 7教室 |
| 19 | 51 | 田隈中学校 | 早良区田村四丁目25番1号 | 864-2479 | 8教室 |
| 20 | 55 | 次郎丸中学校 | 早良区次郎丸六丁目3番1号 | 862-3711 | 7教室 |
| 21 | 59 | 片江中学校 | 城南区南片江六丁目27番1号 | 871-6221 | 7教室 |
| 22 | 60 | 壱岐丘中学校 | 西区羽根戸303番地1 | 811-7731 | 7教室 |
| 23 | 62 | 下山門中学校 | 西区下山門三丁目12番1号 | 882-6361 | 7教室 |
| 24 | 65 | 原中央中学校 | 早良区原一丁目36番1号 | 845-5415 | 7教室 |

別紙2 実施方針等に関する説明会の開催について

実施方針等に関する説明会（以下「説明会」という。）は、オンライン形式により実施する。以下に、説明会への参加方法や参加にあたっての注意事項を示す。

1 説明会への参加方法

説明会は、株式会社ブイキューブが提供するWeb会議サービス「V-CUBE ミーティング」を用いて実施する。説明会への参加を希望する企業は、以下に従い参加すること。

(1) 「V-CUBE ミーティング5」アプリのインストール

説明会に参加するにあたり、事前に「V-CUBE ミーティング5」アプリを使用する端末にインストールしておくこと。

(2) 参加者の招待

市は、令和3年1月8日（金）の午後5時までに、実施方針等説明会参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛にWeb会議室への入室に必要なURL等を記載した招待メールを送信する。

参加申込を行ったにもかかわらず、上記日時を過ぎても招待メールを受信していない場合は、VII・5「問い合わせ先」に連絡し確認を行うこと。

(3) 会議室への入室

説明会の開催時刻の10分前に、参加者はWeb会議室への入室を行うこと。

入室手順については、招待メールの送信時に添付するマニュアルを参照すること。

なお、参加者数が多数のため、説明会を2回に分けて実施する場合は、すべての参加希望者に対して、変更後の開催時刻を記載した招待メールを送信する。

2 説明会への参加にあたっての注意事項

「V-CUBE ミーティング」では、会議室で表示される名前を入力することができるため、招待メールの送信時に通知する受付番号及び参加申込書に記載した企業名を記載すること。

説明会の開催中は、マイクをOFFに設定しておくこと。

説明会では、原則として実施方針等に対する質問及び意見は受け付けない。質問及び意見がある場合は、説明会終了後、II・4・(3)「実施方針等に関する質問及び意見の受付、並びに回答の公表」に従い、実施方針等に関する質問・意見書（様式2）提出すること。

別紙3 参考図書の貸与について

1 貸与する参考図書について

市は、参考図書として以下の書類を本事業への参画を検討する民間事業者のうち希望者に貸与する。市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

【参考図書】

- ・対象教室図示図面
- ・エネルギー関連設備現状一覧
(ガス利用状況、受変電容量、契約電力、エネルギー消費量 等)
- ・対象校単線結線図

2 申込方法

(1) 申込期間

令和3年1月13日（水）から令和3年1月20日（水）午後5時まで

(2) 申込方法

参考図書の貸与を希望する民間事業者は、参考図書貸与申込書（様式3）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、メールタイトルは「参考図書の貸与申込（会社名）」とすること。

(3) 申込先

申込みは、VII・5に示す「問い合わせ先」に行うこと。

3 貸与及び返却

(1) 貸出方法

VII・5に示す「問い合わせ先」の窓口を訪問し、参考図書を受領すること。

なお、訪問にあたっては事前に市と訪問予定時刻について連絡・調整を行うこと。

(2) 返却日

貸与された資料は、令和3年4月16日（金）午後5時までに返却すること。

別紙4 リスク分担表（案）

[凡例： ○主たるリスクの負担者, △従たるリスクの負担者]

■共通段階

| リスク項目 | No | リスク内容 | リスク分担 | |
|---------|----|---|---------|---------|
| | | | 市 | 事業者 |
| 制度関連リスク | 1 | 入札説明書リスク 入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの | ○ | |
| | 2 | 法令変更リスク 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など | ○ | ※1 |
| | 3 | | | ○ |
| | 4 | 税制変更リスク 消費税および地方消費税に関する変更 | ○ | |
| | 5 | | ○ | |
| | 6 | | | ○ |
| | 7 | 許認可等リスク 事業管理者として市が取得するべき許認可の遅延 | ○ | |
| | 8 | | | ○ |
| | 9 | 政策変更リスク 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合）等による事業への影響 | ○ | ※2 |
| | 10 | | ○ | ○ ※3 |
| 社会リスク | 11 | 住民対応リスク 事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応 | ○ | |
| | 12 | | | ○ |
| | 13 | 環境リスク 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応 | | ○ |
| | 14 | | | ○ |
| | 15 | 第三者賠償リスク 事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合 | ○ | |
| 不可抗力リスク | 16 | | | |
| | | 計画段階で想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、伝染病及び戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの | ○ ※4 | △ ※4 |
| | 17 | 事業に必要な資金の確保 | | ○ |
| | 18 | 設計・施工段階の物価変動（設計・施工等のサービス対価に関するもの） | △ ※5 | ○ |
| 経済リスク | 19 | 維持管理段階の物価変動（維持管理のサービス対価に関するもの） | △ ※5 | ○ ※5 |

| リスク項目 | No | リスク内容 | リスク分担 | |
|-------------|----|-------------------------------|-------|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| 金利変動 リスク | 20 | 基準金利確定前の設計・施工等のサービス対価の割賦金利の変動 | ○ | |
| | 21 | 基準金利確定後の設計・施工等のサービス対価の割賦金利の変動 | | ○ |

■設計・施工段階

| リスク項目 | No | リスク内容 | リスク分担 | |
|-----------|----|---|-------|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| 測量・調査リスク | 22 | 事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合 | | ○ |
| | 23 | 事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合 | ○ | |
| 設計リスク | 24 | 事業者が実施した設計に不備があった場合 | | ○ |
| | 25 | 市の要望による設計条件の変更等を行う場合 | ○ | |
| 施工リスク | 26 | 事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加 | | ○ |
| | 27 | 市の責めに帰すべき事由による施工費の増加 | ○ | |
| | 28 | 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合 | | ○ |
| | 29 | 市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合 | ○ | |
| | 30 | 施工により既存の空調設備及びその他の設備が損傷した場合 | | ○ |
| | 31 | 施工により施設が損傷した場合 | | ○ |
| 工事監理リスク | 32 | 工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合 | | ○ |
| 要求性能未達リスク | 33 | 整備完了後、市の確認で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合 | | ○ |
| 技術進歩リスク | 34 | 設計・施工段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合 | ○ | |

■維持管理段階

| リスク項目 | No | リスク内容 | リスク分担 | |
|---------------|------------------|--|---------|---------|
| | | | 市 | 事業者 |
| 維持管理リスク | 要求水準未達リスク | 35 事業者の行う維持管理業務の内容が事業契約に定める水準に達しない場合 | | ○ |
| | 性能リスク | 36 市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下 | ○ | |
| | | 37 空調設備の通常使用による業務水準を満たさない性能の低下 | | ○ |
| | 設備契約不適合リスク ※6 | 38 事業期間中に、本事業の工事による空調設備及びその他の設備の契約不適合が発見された場合 | | ○ |
| | | 39 事業期間中に、本事業の工事によらない他の設備の契約不適合が発見された場合 | ○ | |
| | 施設契約不適合リスク | 40 事業期間中に、本事業の工事による施設の契約不適合が発見された場合 | | ○ |
| | 維持管理費増加リスク | 41 市の判断・指示（業務内容、対象範囲の変更指示等）に起因する維持管理費の増加 | ○ | |
| | | 42 市の判断・指示以外に起因する維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるもの除く） | | ○ |
| | 設備損傷リスク | 43 空調設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する設備の損傷 | | ○ |
| | | 44 市の責めにより空調設備及びその他の設備が損傷した場合 | ○ ※7 | |
| | | 45 事業者の責めにより空調設備が損傷した場合 | | ○ |
| | | 46 事業者の責めにより他の設備が損傷した場合 | | ○ |
| | 施設損傷リスク | 47 市の責めにより施設が損傷した場合 | ○ | |
| | | 48 事業者の責めにより施設が損傷した場合 | | ○ |
| 運営リスク | エネルギーコスト変動リスク | 49 エネルギーの単価が変動する場合 | ○ | |
| | | 50 空調設備の使用時間が変動する場合 | ○ | |
| | | 51 空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、又は想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加 | | ○ ※8 |
| 事業期間終了時の性能リスク | | 52 事業期間終了時における要求水準の保持 | | ○ |

【注釈】

- ※ 1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※ 2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※ 3 既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とする。
- ※ 4 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととする。また、事業者に追加費用その他損害が発生した場合、又は第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。
- ※ 5 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、サービス対価の改定を行う。詳細については、事業契約書（案）において提示する。
- ※ 6 「契約不適合」とは、設備や施設等が種類又は品質に関して要求水準や事業契約等の内容に適合しないものを指す。
- ※ 7 「市の責めにより空調設備が損傷した場合」には、市の職員、児童・生徒、教職員、児童・生徒の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※ 8 事業期間中に空調設備の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（契約不適合又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置等が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。